

返戻金制度について

求人者（以下「甲」という）と、株式会社 CEO 倶楽部（以下「乙」という）は、乙の行う有料職業紹介に関して、下記のとおり契約を行うものとする。

甲が採用した者（以下「被採用者」という）が自己都合により入社後 3 ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料（税抜）に対し、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 1 ヶ月未満	80%
入社から 2 ヶ月未満	50%
入社から 3 ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含む）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験がある場合にも、上記の報酬返還は適用されない。